

## 居宅介護支援重要事項説明書

令和6年 4月 1日

### 1 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 049-280-3036 (午前9時～午後5時まで)

担当 (管理者) 清末多佳子

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

### 2 指定居宅介護支援事業所の概要

#### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所さくら
所在地	坂戸市末広町5-1 シャンボールビル103号
介護保険指定番号	居宅介護支援 (埼玉県1176000337号)
サービスを提供する地域	坂戸市 鶴ヶ島市 鳩山町 東松山市 川島町

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

#### (2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援 専門員	1名		従業者・業務管 理、居宅介護支 援業務	1名 ( )
介護支援専門員	主任介護支援 専門員	1名		居宅介護支援 業務	3名 ( )
	介護支援専門員	2名			
事務職員		名 ( )	名 ( )		名 ( )

( ) 内は男性職員数

#### (3) 営業時間

月曜日～金曜日	午前9時 ～ 午後5時
---------	-------------

祝日、年末年始(12月30日～1月3日)を除く

※上記営業日及び営業時間の他、電話等により24時間  
常時連絡が可能な体制をとっております。

### ③ 利用料金

#### (1) 居宅介護支援事業所 料金表 (6 級地)

##### 居宅介護支援費

		(単位数)	利用料
居宅介護支援費 I	要介護 1. 2	1,086	1 月 11316 円
	要介護 3. 4. 5	1,411	1 月 14702 円

1 単位 10.42 円

#### 【その他の加算】

		(単位数)	利用料
初回加算	1 月につき	+300	3,126 円
入院時情報連携加算 (I)	1 月につき	+250	2,605 円
入院時情報連携加算 (II)		+200	2,084 円
退院・退所加算	入院または入所期間中 1 回を限度	I イ +450	4,689 円
		I ロ +600	6,252 円
		II イ +600	6,252 円
		II ロ +750	7,815 円
		III +900	9,378 円
通院時情報連携加算	1 月につき	+50	521 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	1 月に 2 回を限度	+200	2,084 円
ターミナルケアマネジメント加算	1 月につき	+400	4,168 円
特定事業所加算 (II)	1 月につき	+421	4386 円

1 単位 10.42 円

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

#### (2) 交通費

前記 2 の (1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

① 通常の事業の実地地域を越えた地点から片道 10 キロ未満 250 円

② 通常の事業の実地地域を越えた地点から片道 10 キロ以上 500 円

#### (3) 解約料

利用者様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) サービス提供記録開示料金

- 1) 立ち合いと閲覧 2000 円 (30 分程度)
- 2) 閲覧と口頭説明 3000 円 (30 分程度)
- 3) 複写の提供 1 枚につき 20 円
- 4) 電子媒体による記録 用紙出力 1 枚につき 20 円
- 5) 要約書作成 5000 円

4 サービスの内容

利用者様がご自宅において日常生活を営むために、心身の状況・置かれている環境に応じて必要なサービスを適切に利用できるよう、厚生労働省で示された課題の項目を満たす方式を用いて課題の把握を行い、居宅サービス計画を作成すると共に当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

5 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

1、利用者様の心身の特性を踏まえてその能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るように支援いたします。

2、サービス事業所の選定にあたっては、利用者様の意思を尊重し、特定の事業所に不当に偏ることのないよう公正中立に行い、利用者様、ご家族の求めに応じ複数の事業所を紹介します。又、当該事業所をケアプランに位置付ける理由の説明を行います。半年ごとに当事業所が、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与に依頼したサービス利用割合、同一事業所によって提供されたサービスの利用割合について利用者様及びご家族のご理解を得る様努めるとともに、年1回介護サービス情報公表制度において公表を行う等公正中立な立場で利用者様に適したサービス選択ができる様支援いたします。

(当事業所の訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです)

必要に応じて介護保険以外のサービスやインフォーマルなサービスも視野に入れ、幅広いサービスが包括的に提供されるようなプランを作成いたします。

3、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスを行います。

\*利用者様が訪問看護や通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望された場合、利用者様の同意を得て担当医等へ意見を求めます。その場合においてケアプランを作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師へ交付します。また、医療機関退院後にリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、退院後に訪問リハビリ通所リハビリを利用開始する場合は入院されている医療機関の医師の意見を踏まえ、速やかに居宅サービス計画を作成します。

\*サービス事業所からのお身体の状態に関する報告や介護支援専門員自身が把握した状態は、必要と認められるものは利用者様の同意を得て介護支援専門員から医師・歯科医師・薬剤師等へ文書等で伝達し、必要な場合は受診へ同席し医師又は歯科医師との情報連携により居宅サービス計画に記録し、健康に留意して過ごせるよう、支援いたします。

\*利用者様が入院（入所）や退院（退所）をする時には、入院（入所）先との連携を密にとり、退院（退所）後に円滑な在宅生活へ移行できるように支援いたします。（病院等へ入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院等へお伝えください。保険証等と一緒に介護支援専門員の連絡先等も保管下さいます様お願い致します）

\*終末期においての十分な話し合いや関係者との連携を充実させ、ケアの決定をしていく過程に、寄り添います。（終末期とは、末期のがん患者様に限定しません）

4、選択制の対象福祉用具（固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖）の提供に当たっては、貸与又は購入のいずれかを利用者様が選択できる事に対し、メリット、デメリットを含め十分に説明を行うとともに、必要な情報を提供し、医師や専門職の意見、利用者様の身体状況等を踏まえて提案を行います。

5、障害福祉サービスの利用から介護保険サービスに移行する場合、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を行います。

6、域包括支援センターから困難な状況を抱えていらっしゃる利用者様を紹介された場合において、いつでも対応できる体制を整えております。

## （２） 従業員の資質向上のために

- ① 採用時 1 か月以内研修
- ② 継続研修…各介護支援専門員が個別に年間計画を立て実施
- ③ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修への参加
- ④ 他法人の指定居宅介護支援事業所と共同の事例検討会等への参加
- ⑤ 事業所内において担当ケースやサービス提供に当たっての伝達等を目的とした会議…週 1 回
- ⑥ 認知症対応力向上のため、認知症についての研修（受講状況等を介護サービス情報公表制度において公表）
- ⑦ 介護支援専門員実務研修における実習の受け入れなど、人材育成への協力を行う体制をとっております。

6 虐待防止について

人権擁護、虐待の発生又は再発を防止するため、指針の整備、担当者を定め、定期的な委員会の開催及び職員への周知徹底、年 1 回以上の研修を行います。介護サービス情報公表システムに取り組み状況を公表します。

7 衛生管理について

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する委員会を 6 か月に 1 回以上行います。指針を整備し、担当者を定め、年 1 回以上の研修及び訓練を実施します。

8 業務継続計画について

感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護が継続的に提供できる体制を整えます。定期的な委員会の開催、年 1 回以上の研修及び訓練を実施します。介護サービス情報公表システムに取り組み状況を公表します。

9 身体的拘束について

身体的拘束等の適正化の推進の取り組みとして、利用者様又は他の利用者様の生命又は身体を保護するため、緊急時 やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。緊急及び やむを得ない場合（切迫性・非代替性・一時性の 3 つの要素を満たす）に身体的拘束を行う場合には、組織としてこれらの要件の確認等、手続きを極めて慎重に行うこととし、その態様、時間、その際の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し 5 年間保存をします。

切迫性：直ちに身体拘束を行わなければ、本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止できない場合

非代替性：身体的拘束以外に本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止できない場合

一時性：本人・他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は直ちに身体的拘束を解きます。

10 事故発生時の対応

① 利用者様に対する指定居宅介護支援等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者様のご家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

② 事故の状況及び事故に際してとった措置を記録します。

③利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

\* 加入保険会社名：有限会社 訪問看護事業共済会

\* 保険名：一般社団法人全国訪問看護事業協会、居宅サービス・居宅介護支援事業者総合補償制度

\* 補償の概要：賠償責任保険

1 1 サービス内容に関する苦情

① 当事業所利用者様 相談 苦情担当

担当 清末多佳子 電話 049-280-3036

② 市町村苦情窓口 介護保険担当課

坂戸市 049-283-1331 鶴ヶ島市 049-271-1111 鳩山町 049-296-2122

東松山市 0493-23-2221 川島町 049-297-1811

③ 埼玉県国民健康保険団体連合会 048-824-2568

1 2 円滑なサービス利用のために

① 介護支援専門員の変更を希望される場合はお申し出ください。

② ・お茶やお菓子、その他の金品等のお心付けは一切ご不要です。

- ・ペットをご自宅で飼育されているお客様への訪問中はリードをつけて頂くか、ゲージや居室以外の部屋へ保護して頂くなど、ご協力をお願いいたします。
- ・介護支援専門員への暴言、暴力、その他契約を継続し難い不信行為（厚生労働省より通知されている「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」に記載されているハラスメント行為に該当する行為も含みます）を行った場合は、文書で通知する事により直ちに支援の終了をさせていただきます。

\*例：身体的暴力（物を投げつける、叩く、唾を吐く、服を引きちぎる等）

精神的暴力（威圧的な態度で文句を言い続ける、怒鳴る、理不尽なサービスを要求・強要する、刃物をちらつかせる 等）

セクシャルハラスメント（卑猥な言動を繰り返す、必要もなく身体に触る 等）

1 3 秘密保持

業務上知り得た利用者様及びそのご家族に関する秘密については、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。

14 当社の概要

名称・法人種別 医療法人（社団）秀人会 原田内科クリニック  
指定居宅介護支援事業所さくら  
代表者役職・氏名 理事長 原田 守久

所在地・電話番号 坂戸市末広町5-1 シャンボールビル103号  
049-280-3036

営業所数等  
居宅介護支援 1カ所  
訪問看護 1カ所  
地域包括支援センター 1カ所  
通所・訪問リハビリ 1カ所

坂戸市末広町5-1 シャンボールビル103号  
指定居宅介護支援事業所さくら  
説明者氏名